

専決処分の報告について

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、工事請負契約金額の変更について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

## 専決処分書

地方自治法第 180条第 1 項の規定により、令和 6 年10月15日議会の議決により指定された工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 6 日

沼津市長 頼 重 秀 一

契約の目的 議第81号 愛鷹地区センター建築主体工事  
(令和 7 年10月16日議決)

契約の金額 当 初 5 9 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円  
変更後 6 0 0 , 4 6 9 , 7 6 0 円  
(当初議決より 6,469,760円増額 (1.09%増))

変更の概要 国の措置に倣い、賃金等の変動に対処するため、設計労務単価等  
を変更することに伴い、契約の金額を変更するもの。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年9月12日提出

令和7年10月16日 原案可決  
沼津市長 頼 重 秀 一

- 1 契約の目的 愛鷹地区センター建築主体工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約の金額 594,000,000円
- 4 契約の相手方 沼津市東椎路 477番地  
株式会社佐藤建設  
代表取締役 佐 藤 宗 徳